

土砂等置場確保法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

我が国における自然災害の発生状況、大規模な工事の実施状況に鑑み、大量に発生する土砂等の適切な管理に資する土砂等の置場が不足している状況
→ 自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定める必要がある。

- 1 都道府県は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、単独で又は共同して、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等（土、砂利、碎石等）の置場を確保するよう努めるものとする。
- 2 国は、1の施策を実施する都道府県に対し、財政上の援助をするよう努めなければならない。

